

議案第42号

杉並区立こども発達センター条例及び杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成26年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立こども発達センター条例及び杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区立こども発達センター条例（平成8年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第6条の2第2項」を「第6条の2の2第2項」に改め、同条第2号中「第6条の2第5項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2第6項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

第2条 杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例（平成9年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第56条第10項」を「第56条第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年1月1日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立こども発達センター条例及び杉並区保育の実施等に係る費用徴収  
条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立こども発達センター条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関すること（以下「児童発達支援」という。）。</p> <p>(2) <u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び他の施設への巡回指導に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第6条の2第2項</u>に規定する児童発達支援に関すること（以下「児童発達支援」という。）。</p> <p>(2) <u>法第6条の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援に関すること（以下「保育所等訪問支援」という。）及び他の施設への巡回指導に関すること。</p> <p>(3) <u>法第6条の2第6項</u>に規定する障害児相談支援に関すること（以下「障害児相談支援」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第16項に規定する基本相談支援に関すること及び同項に規定する計画相談支援に関すること（以下</p>

「計画相談支援」という。)並びに  
こどもの発達に関すること。  
(4) 略

「計画相談支援」という。)並びに  
こどもの発達に関すること。  
(4) 略

第2条による改正(杉並区保育の実施等に係る費用徴収条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
(督促及び滞納処分) 第4条 略 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、 <u>法第56条第7項</u> の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。	(督促及び滞納処分) 第4条 略 2 区長は、前項の規定による督促を受けた者がその期限までに納付しないときは、 <u>法第56条第10項</u> の規定に基づき、地方税の滞納処分の例により処分することができる。